

平成 27 年 度  
山 梨 県 公 共 事 業 評 価  
意 見 書

平成 27 年 11 月 13 日

山梨県公共事業評価委員会

# 目 次

はじめに	．．．．．	P1
1 事前評価について		
1 - 1 事前評価実施にあたって	．．．．．	P2
1 - 2 個別事業に対する意見	．．．．．	P2
2 再評価について		
2 - 1 再評価実施にあたって	．．．．．	P5
2 - 2 個別事業に対する意見	．．．．．	P5
(1) 現計画どおり継続することが妥当と判断した事業	．．．．．	P5
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業	．．．．．	P6
3 事後評価について		
3 - 1 事後評価実施にあたって	．．．．．	P8
3 - 2 個別事業に対する意見	．．．．．	P8
4 特記を要する事項の報告について		
4 - 1 報告実施にあたって	．．．．．	P13
4 - 2 個別事業に対する意見	．．．．．	P13
5 附帯意見		
評価調書の記載内容等について	．．．．．	P14
6 審議経過	．．．．．	P15
7 平成27年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	．．．．．	P16

## はじめに

公共事業による社会資本の整備は、県民生活の安全・安心の確保、快適で豊かな生活の実現、地域経済の活性化、及び多様な交流の促進を図る基盤づくりとして極めて重要な役割を担っている。

しかし、人口減少及び少子・超高齢社会の到来、厳しい財政状況、災害リスクの増大・顕在化など社会経済状況が変化するなか、県民にとって真に必要な社会資本整備を効果的かつ効率的に進めることが一層求められている。

このため、社会資本整備の計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが必要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入し、事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度などの妥当性や同種の事業間の優先度などの観点から事業実施の是非を総合的に評価し、再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減などの諸観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性などの観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では平成25年度に31事業、平成26年度に25事業を審議し、公共事業評価の適正化を図ってきている。

本年度は、事前評価6事業、再評価5事業、事後評価11事業、及び特記を要する事項の報告2事業、合わせて24事業について、個別説明、現地視察、及び詳細審議を経て、次のとおり意見を取りまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に反映されたい。

# 1 事前評価について

## 1 - 1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の6事業について事前評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

## 1 - 2 個別事業に対する意見

### 畑地帯総合整備事業 あなやま 穴山（**韮崎市**）

この事業は、**韮崎市**のももを基幹作物として生産している地域において、ほ場整備を中心に、農道、用排水路、ため池等の農業生産基盤を総合的に整備するものである。

現在、小区画で不整形な農地、未整備な農道等による作業効率の低下や果樹品質の劣化等の問題を抱える中、本事業により担い手への分散した農地の集積や農作業の効率化を進め、ブランドであるももの作付を拡大することで、新たな果樹産地の形成や農業経営の安定化が図られることが期待できる。このため、事業の必要性が高いと評価できることから、実施が妥当である。

### 畑地帯総合整備事業 とうげん さと みさか桃源の郷（**笛吹市**）

この事業は、**笛吹市御坂町**のもも、ぶどう等の栽培が盛んな地域において、果樹園のほ場整備を中心に、農道、用排水路等の農業生産基盤を総合的に整備するものである。

現在、小区画で不整形な農地、農家の高齢化や耕作放棄地の増加等の問題を抱える中、本事業により農作業の効率化、農地の集積等を進めて、農業経営の安定化を図ることとしている。併せて、農村景観などの地域資源を生かした観光農業との相互連携の強化が図られるとともに、日本有数の果樹産地が維持・発展していく

ことが期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

なお、実施にあたっては、良好な農村景観の維持等に十分配慮して進められたい。

#### 中山間地域総合整備事業 かいこまとうぶ 甲斐駒東部（北杜市）

この事業は、北杜市西部の水稻、露地野菜を中心とした農業が営まれている中山間地域において、ほ場整備、用排水路、農道、及び獣害防止施設等の農業生産基盤を総合的に整備するものである。

現在、用排水施設の老朽化に伴う用水不足や野生獣の農作物への被害拡大等の問題を抱える中、本事業により農作業の効率化、農地の集積、獣害防止対策等を進めて、条件不利地域における農業経営の安定化を図ることとしている。

また、本地域は「梨北米」の産地として確立されており、特産野菜とともに直売所を通じた都市農村交流等も一層期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

#### 中山間地域総合整備事業 おおいし がわぐち 大石・河口（南都留郡富士河口湖町）

この事業は、河口湖北岸の高原野菜の栽培やサクランボ等の観光農園が営まれている中山間地域において、用排水施設、ほ場整備、及び獣害防止施設等の農業生産基盤を総合的に整備するものである。

現在、農家の高齢化や野生獣の被害拡大等、多くの問題を抱える中、本事業により農作業の効率化や農業経営の安定化を図ることとしている。

また、本地域では「富士山やさい」のブランド化と販売拡大に取り組んでおり、世界遺産富士山への観光客をターゲットとした観光と農業の連携も一層期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

**道路事業** (主)市川三郷富士川線(富士橋) (南巨摩郡富士川町)

この事業は、南巨摩郡富士川町において、一級河川 富士川に架かる富士橋を架け替えるものである。

現在の富士橋は、昭和 25 年竣工の老朽橋であるため、緊急輸送道路に指定されているにもかかわらず、耐震基準に満たないうえに、橋梁が洪水時の河川断面を阻害している現状である。

また、幅員が狭く大型車同士のすれ違いが困難なため、緊急輸送道路としての機能が確保されていないことから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

**道路事業** 国道 139 号 (金鳥居北) (富士吉田市)

この事業は、富士吉田市中曽根地内の金鳥居交差点から中曽根交差点において、道路を拡幅するとともに、電線類の地中化を行うものである。

当該区間は、商業店舗が建ち並ぶ地区であるが、歩道は狭く危険であるうえに、電柱や電線が富士山の眺望を阻害している状況である。

接続する南側約 1 k m の区間は、電線類の地中化が完了しており、良好な景観が創出されていることから、連続する当該区間の整備により、観光地としての更なる魅力向上が期待されるため、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

## 2 再評価について

### 2 - 1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。今回は、以下の5事業について再評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

### 2 - 2 個別事業に対する意見

#### (1) 現計画どおり継続することが妥当と判断した事業

##### 治水事業 かまたがわ 鎌田川(中央市・甲府市)

この事業は、甲府市および中央市を流下する一級河川 鎌田川を改修し、洪水時の溢水や破堤を防止するものであり、平成25年9月に公表されたりニア新駅周辺整備にも欠くことの出来ない社会基盤整備である。

今回の再評価は、前回の再評価から5年経過したことから実施するもので、事業期間や総事業費などに変更はなく、事業の進捗も順調なことから、計画どおり事業を進められたい。

## 急傾斜地崩壊対策事業 ほりのうち 堀之内（大月市）

この事業は、大月市の土砂災害警戒区域である堀之内地区において、桂川左岸の河岸段丘の崩壊を防止し斜面上部の宅地を保全するためのものである。

今回の再評価は、平成17年度の事業開始から10年が経過したことから実施するもので、事業期間や総事業費に変更はなく、事業の進捗も順調なことから、計画どおり事業を進められたい。

### （2）工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

## 林道事業 ほそのししどめせん 細野鹿留線（都留市）

この事業は、都留市南東の県有林を中心とする1,869haの森林を適切に管理経営するため、森林基幹道を整備するものである。本林道は、地域の骨格林道と位置付けられていることから、開通により、森林施業の効率化や地域間の交流促進が期待される。

今回の見直し案は、施工箇所を精査したところ、急峻な地形であり、林道の開設延長が増加したことなどから、事業期間を4年間延長し、平成34年度までに完成する内容となっている。

これまでコスト削減に努めてきたことから、総事業費は変更しないこととしているが、更なるコスト削減と時間管理を徹底し、見直し案のとおり平成34年度までの完成に努められたい。

## 治水事業 ふるかわ 古川（韮崎市）

この事業は、韮崎市を流下する一級河川 古川において、河道拡幅やバイパス河川の整備により、浸水被害の軽減を図るものである。

今回の見直し案は、バイパス河川区間の用地について、現況と登記上の地図との相違を訂正する手続きに時間を要したことから、事業期間を延伸する内容となっている。

地図訂正に関しては、地権者との交渉を重ねた結果、同意書が得られ用地取得の目途がついたことから、見直し案のとおり平成34年度の完成に努められたい。



## 砂防事業 おくのがわ 奥野川（大月市）

この事業は、大月市を流下する奥野川において、台風や集中豪雨により発生する土砂災害を防止するため、砂防堰堤を整備するものである。

今回の見直し案は、堰堤設置箇所の用地について、登記簿とは異なる地権者が所有していた事実が判明し、この所有権移転手続きに時間を要したことから、事業期間を延伸する内容となっている。

所有権移転登記に関しては、所有者からの同意や法務局との協議が整い、用地取得の目途がついたことから、見直し案のとおり平成30年度の完成に努められたい。

### 3 事後評価について

#### 3 - 1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響などの検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の11事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

#### 3 - 2 個別事業に対する意見

##### 林道事業 かねがたけせん 金ヶ岳線（北杜市）

この事業は、北杜市東部の金ヶ岳北麓の森林651haを適切に管理経営するため、森林管理道を整備したものである。

本林道の利用区域の人工林率は約53%であり、多くの人工林は、間伐等の森林整備が必要な状態であったが、本事業の着手後、計画的な森林整備が行われ、木材の伐採・搬出も行われていることから、事業効果は大きいと判断される。

整備後は、適切な森林整備の実施により森林の健全性が維持されていることから、水源涵養や土砂流出防備等の森林の公益的機能が向上し、事業の目的が達成されたと評価できる。

**道路事業** 国道140号(三富道路)(山梨市)

この事業は、国道140号の山梨市三富川浦地内において、道路が急な登り坂で大型車等が低速走行となるため、無理な追い越しや渋滞の対策として、登坂車線を整備したものである。

整備後は、低速車が登坂車線を走行できることとなったため渋滞発生が軽減され、安全で円滑な交通が確保されたと認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

**道路事業** 国道137号(河口期バイパス)

(南都留郡富士河口湖町)

この事業は、国道137号の富士河口湖町河口地内において、観光シーズンを中心に発生していた激しい渋滞を解消するため、バイパス道路を整備したものである。

事業実施中には、ルート変更などの要因により事業期間の延伸や事業内容の変更が生じたが、整備後は、大幅に渋滞が緩和されるとともに、富士山の噴火に備えた避難・緊急輸送機能や観光に資する交通機能の向上が図られたと認められるため、事業の目的が達成されたと評価できる。

**道路事業** (一)高畑谷村停車場線(宝バイパス)(都留市)

この事業は、一般県道 高畑谷村停車場線の都留市宝地内において、通学路にもかかわらず道路幅員が狭く歩道も整備されていないため、交通弱者が危険にさらされていたことから、良好な居住環境の確保と交通の円滑化を目的として、バイパス道路を整備したものである。

整備後は、通過交通と地域内交通が分離され、歩行者等の安全性が向上するとともに、居住環境の改善が図られたことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

## 街路事業 (都) <sup>ねづばしどおりせん</sup>根津橋通り線 (山梨市)

この事業は、都市計画道路 根津橋通り線の山梨市上神内川地内において、幅員が狭く歩道も整備されていないため、沿道商店街利用者など歩行者の安全性向上や、円滑な交通の確保を目的として、現道拡幅と歩道を整備したものである。

整備後は、大幅に交通量が増加したものの、車道拡幅と交差点への右折車線の付加により、慢性的な渋滞が解消されるなど交通の円滑化が図られた。さらに、車道と歩道が分離されるとともに両側歩道となったため、歩行者や自転車利用者、商店街利用者などの安全が大幅に向上したことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

## 街路事業 (都) <sup>たみちょうしきしません</sup>田富町敷島線 (甲斐市)

都市計画道路 田富町敷島線は、甲斐市を南北に縦貫する延長約 8 . 9 k m 道路であり、甲府都市計画区域の西部の市街地整備のため、都市計画道路ネットワークの一部として計画されているものである。今回の整備区間は、甲斐市名取地内の約 6 4 0 m であり、交通の分散と歩行者や自転車利用者の安全確保のため、バイパス道路を整備したものである。

整備後は、現道の J R 竜王駅周辺道路の慢性的な渋滞が解消されるとともに、通学路や商店街利用者など生活道路としての機能向上が図られたと認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

## 道路事業 (一) <sup>かなやまおおつきせん</sup>金山大月線 <sup>あさり</sup>(浅利バイパス) (大月市)

この事業は、一般県道 金山大月線の大月市賑岡町浅利地内において、人家が密集しているうえに道路幅員が狭く、すれ違いも困難な状況であり、更には地区内に、総重量 1 4 t に規制された老朽橋もあったため、バイパス道路を整備したものである。

整備後は、大月市奥山集落から市中心部への移動距離や時間が改善されるとともに、今まで通行が出来なかった大型路線バスや木材運搬トラックなどの乗り入れが可能となったことから、事業

の目的が達成されたと評価できる。

#### 街路事業 (都) <sup>ちゅうおうどおりせん</sup>中央通り線 (富士吉田市)

この事業は、富士北麓都市計画区域の市街地整備のため、富士吉田市上吉田地内において、都市計画道路 中央通り線を拡幅するとともに、歩道を整備したものである。

整備後は、車道が4車線化され、交通容量が拡大したため、周辺道路から、大幅に交通が転換したものの、渋滞等の発生がなく、交通の円滑化が図られた。また、広幅員の両側歩道や電線類の地中化などを併せて整備した結果、歩行者や自転車利用者などの安全や世界遺産富士山にふさわしい景観が確保されたことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

#### 公園事業 <sup>かつらがわ</sup>桂川ウェルネスパーク (大月市)

この事業は、県東部地域における広域的なレクリエーション需要を充足するため、保健休養公園として構想され、平成6年に着手された。

社会状況が変化する中、平成14年度に大規模造成や維持管理費の嵩む施設の削減など、大幅な見直しが行われ、自然条件を生かした施設を整備したものである。

整備後は、指定管理者制度を導入し、各種イベントが積極的に企画・実施されていることで、年々利用者が増加しており、県民福祉の向上とともに、首都圏を対象とした観光拠点として貢献していると認められる。このことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

なお、公園敷地内の人工林については、倒木等の危険を防止するため、定期的な点検を実施されたい。また、公園内での間伐材等については、園内での再利用を促進するなど、資源の有効利用を進められたい。

## 砂防事業 おおやまさわがわ 大山沢川（甲府市）

この事業は、甲府市横根町を流れる大山沢川において、不安定土砂の流出や溪流の縦横断侵食を防止するため、護岸工や床固工などの溪流保全施設を整備したものである。

整備後は、溪岸の安定性が向上し、平成23年度の台風12号・15号をはじめとする豪雨でも土砂災害や溢水などの被害が発生しなかったことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

## 土砂災害情報相互通報システム整備事業（県内全域）

この事業は、県民に災害関連情報を迅速に提供することにより、警戒避難体制を強化し、人的被害の低減を図る目的で、光ファイバー網や雨量計などの機器からなる土砂災害情報相互通報システムを構築したものである。

整備後は、行政機関と県民が、雨量や土砂災害関連情報をリアルタイムで共有することが可能となり、台風や集中豪雨時に早期の警戒避難体制の確立に利用されている。また、システム利用者も年々増加しており、事業の目的が達成されたと評価できる。

## 4 特記を要する事項の報告について

### 4 - 1 報告実施にあたって

流域下水道事業については再評価間隔が10年となっているが、平成22年度意見書において、下水道事業に関する再評価間隔(10年間)の中間年度となる5年毎に事業の進捗を委員会に報告することとしている。今回は、以下の2事業について報告を受けた。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

### 4 - 2 個別事業に対する意見

#### 下水道事業 ふじほくろくりゅういきげすいどう 富士北麓流域下水道(富士吉田市外3町村)

この事業は、富士北麓流域下水道において、幹線管渠や処理施設を整備するものである。平成22年度に再評価を行い、市町村進捗状況を踏まえ、事業期間を平成49年度まで大幅に延伸しているが、今回再評価後5年になることから進捗状況の報告があり、計画どおり進捗していることが確認された。

なお、下水道処理施設から発生する汚泥については、既にコンポスト化などへ100%がリサイクルされているが、エネルギー源としての利用についても将来的には検討されたい。

#### 下水道事業 かつらがわりゅういきげすいどう 桂川流域下水道(富士吉田市外4市町)

この事業は、桂川流域下水道において、幹線管渠や処理施設を整備するものである。平成22年度に再評価を行い、市町村進捗状況を踏まえ、事業期間を平成49年度まで大幅に延伸しているが、今回再評価後5年になることから進捗状況の報告があり、計画どおり進捗していることが確認された。

なお、今後は、事業の成果を県民に明示するため、公共用水域の水質測定点等のBOD値などを記載されたい。

## 5 附帯意見

個別事業に対する本委員会の意見は前記のとおりであるが、審議過程において各委員からは事業全般に関すること、評価手法に関わることなど多くの意見が出された。

公共事業評価を実施するに当たっては、県民へのアカウンタビリティ（説明責任）や客観性・透明性を十分に確保する必要があることから、ここに、今後検討すべき主な内容を附帯意見として附記するので、県におかれてはこの趣旨を十分理解され、今後の評価調書の作成や事業計画の策定等に配慮されたい。

### 評価調書の記載内容等について

再評価調書の様式について、全体計画の内容、評価項目、及び進捗率など、記載内容や時期などが誤解しやすいものとなっているため、表の変更や説明の追加など、調書の改善に努められたい。



## 6 審議経過

### (1) 第1回評価委員会

開催日：平成27年5月29日(金)

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について  
再評価事業の説明・審議(5事業)  
特記を要する事項の報告(2事業)  
事後評価事業の説明・審議(2事業)

### (2) 第2回評価委員会

開催日：平成27年6月5日(金)

内 容：事後評価事業の説明・審議(9事業)

### (3) 第3回評価委員会

開催日：平成27年7月24日(金)

内 容：現地視察(事後評価事業 3事業)

### (4) 第4回評価委員会

開催日：平成27年9月10日(木)

内 容：評価指標見直しに関する審議  
現地視察(再評価事業 1事業)

### (5) 第5回評価委員会

開催日：平成27年10月8日(木)

内 容：事前評価の説明・審議(6事業)

平成27年度山梨県公共事業評価意見書のとりまとめ

## 7 平成27年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	むらかみ 村上	ゆきとし 幸利	山梨大学名誉教授
副委員長	いちかわ 市川	ゆたか 温	京都大学大学院准教授
委員	いしかわ 石川	よしはる 芳治	東京農工大学大学院教授
同	おおつか 大塚	ゆかり	山梨県立大学准教授
同	おざわ 小澤	ふさこ 房子	小澤木彫アート代表
同	かきしま 柿嶋	みほこ 美保子	風土記の丘農産物加工 直売組合加工部代表
同	ひらやま 平山	けいこ けい子	山梨大学大学院准教授
同	まつもと 松本	たけし 武	東京農工大学大学院講師
同	みやざき 宮崎	つよし 毅	東京大学名誉教授
同	むとう 武藤	しんいち 慎一	山梨大学大学院准教授

(敬称略：委員は五十音順、役職は平成27年10月現在)